

ダム事業の中止等に伴う撤退ルールの確立について

【提案先】国土交通省

1. 提案内容

(1) ダム予定地の地域振興や関係住民の生活再建および流域の

安全・安心の確保等を図るため、必要な措置についての制度化

<国等のダム事業が中止等の場合>

- 代替治水事業を速やかに実施するための国の主体的な関与
- 国等による補償工事等の継続実施
- 水没予定地（既買収地）を水源地域として引き続き国等が管理あるいは地方公共団体（都道府県）に無償譲渡
- 利水撤退等に伴う水源地域対策特別措置法第12条負担金にかかる救済措置
- ダム事業中止に伴う地域振興を、事業主体が直接支援

<都道府県のダム事業が中止の場合>

- 代替治水事業を速やかに実施するための国の新たな財政支援
- ダム予定地の地域振興や関係住民の生活再建を実施するための財政支援

2. 提案の理由

<国等のダム事業が中止等の場合>

- ダム建設事業を国の判断で中止する場合、ダムに替わる治水対策（河川改修等）は国の直轄事業もしくは新たな補助事業として国の主体的な関与が必要
- ダム事業によりすでに地域に影響が及んでいる場合、ダム事業者の責務として国等による補償工事等の継続実施の必要性や、それに伴うダム事業参画者の費用負担が課題
- ダム事業の中止により既買収の水没予定地を、水源地域として引き続き国等が管理する制度あるいは地方公共団体に無償譲渡できる規定が必要
- ダム事業の縮小・中止による水源地域対策特別措置法第12条負担金の取扱いについてのルール化が必要。またルール化に伴い、負担金に減額等が生じた場合は、ダム事業者である国等による救済措置が必要
- ダム事業の中止により地域に影響が出る場合、影響の緩和策として、地域振興策を事業主体が直接支援する制度が必要

<都道府県のダム事業が中止等の場合>

- 流域の安全・安心の確保のため、代替となる治水事業の実施が速やかに必要となることから、治水事業の実施に伴う財源の確保が課題
- ダム事業は、事業着手からきわめて長期間経過していることが多く、ダムを中止する場合にダム予定地の地域振興と関係住民の生活再建が新たに必要となることから、これらの事業の実施に伴う財源の確保が課題

(本県の取組状況と課題)

- (機構ダム)丹生ダムについては、平成26年1月にダム検証により「『ダム建設を含む案』は有利ではない」と事業主体から総合評価が示された。
- (直轄ダム)大戸川ダムの水源地域整備事業については、関係府県が説明責任を果たしつつ、継続実施できるよう関係府と協議を重ねている。
- (補助ダム)北川ダムについては、「ダム建設事業を一旦中止し、河道改修を先行する。」と判断、河道改修を先行し、地域振興を実施している。
- 県独自の計画に基づいて中止した芹谷ダムについては、事業中止後のダム予定地の地域振興を図るため、地元住民と協議を行いながら、振興対策を実施している。

